

Ⅱ 施策の内容

- 4 県民をはじめとした関係者との情報・意見
交換と信頼の確保

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	③⑥ かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）の認知度向上
関係部署	かごしまの食ブランド推進室

現 状

かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）のPRについては、県ホームページ・広報媒体（ツイッター等）を活用し、制度や認証品目等のほか、認証品の販売を行っている県内の量販店等をPR協力店として広く紹介するとともに、「かごしまブランド」と一体となった販促フェアの開催やイベント等でのPRに努めています。

また、県外事務所を通じて各品目の販売会議等における流通関係者への制度の周知のほか、のぼり等の貸出やパンフレットの配布等、認証取得産地の販促活動への支援を行っています。

課 題

生産者の安心・安全に関する取組をさらに広く消費者や流通関係者に伝え、K-GAP認証農林水産物を購入してもらえるよう認知度を高める必要があります。



〈ツイッタートップページ〉

施策の目標

食の安心・安全の確保に関して、県産農林水産物の生産段階における取組の情報発信を積極的に行い、K-GAPの認知度向上に努めます。

具体的な取組内容

- 販売コーナーで認証農林水産物のPRを行うPR協力店の拡大
- 「かごしまブランド」との一体的なPR
- PR協力店との連携によるK-GAP認証農林水産物のPR
- 県広報メディア等を活用したK-GAPのPR
- 包括協定締結企業の店舗におけるポスター掲示によるPR

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
ツイッターの投稿回数	12回/年	12回/年	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	㊸ かごしまブランド産品をはじめとした県産農畜産物の認知度向上に向けた取組
関係部署	かごしまの食ブランド推進室

現状

本県においては、安心・安全で品質の良い農畜産物を計画的・安定的に供給できる産地づくりと、県産農畜産物のイメージアップによる販路拡大を図るため、平成元年度から「かごしまブランド確立運動」を展開しています。

課題

かごしまブランド団体の認定推進による産地づくりと併せて、「かごしま」を前面に打ち出した販売促進活動を継続的に展開する必要があります。



<かごしまブランドマーク>

施策の目標

「かごしま」を前面に打ち出した販売促進対策により、県産農畜産物の認知度の向上に努めます。



<かごしまの食ウェブサイト (H25.11.27開設)>

具体的な取組内容

○かごしまブランド団体の育成

- ・K-GAP認定の取得など団体認定に向けた助言等
- ・かごしまブランド団体への申請・認定の支援

○県産農畜産物の効果的なPR

- ・県内外の量販店等でのフェア開催
- ・「かごしまの食ウェブサイト」を活用した産地・イベント情報等の発信

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
「かごしまの食ウェブサイト」 を活用した情報の発信件数	653件	870件	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	⑳ 「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流，理解促進
関係部署	畜産課

現状

県民の畜産及び畜産物についての理解を深め，消費者と生産者がふれあい，共生する畜産を確立するため，毎月29日の「かごしま畜産の日」を中心に畜産物の安心・安全に関する取組の情報発信に取り組んでいます。

課題

本県の基幹産業である畜産業の一層の発展を図るためには，地域と調和のとれた環境保全型畜産を確立するとともに，地域住民の畜産に対する理解を深め，「安心・安全」な畜産物の供給と消費の拡大を図ることが必要であり，今後とも消費者との相互交流・理解促進を積極的に行う必要があります。



<出前授業>

施策の目標

「かごしま畜産の日」の活動を通じた生産者と消費者の相互交流・理解促進に努めます。

具体的な取組内容

- かごしまの畜産体験学習会の開催
- 小学校等での畜産に関する出前授業の開催
- 県産畜産物の安心・安全のPRと消費拡大キャンペーン等の開催

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
体験学習会・出前授業の開催回数	8回	10回	
県産畜産物の安心・安全のPRと消費拡大キャンペーン等の開催回数	1回	1回	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	③9 「かごしまのさかな」ブランド認定魚の認知度向上
関係部署	水産振興課

現 状

「かごしまのさかな」ブランド認定魚（養殖魚）については、トレーサビリティシステムの導入のほか、それぞれ特色のある取組として無投薬や衛生管理等の取組が行われています。

県では、これまで本県水産物の販売力強化と消費拡大を図るために、生産者等による県内外での販売活動の促進及び魚食普及や水産物のPRに取り組み、認知度向上に努めています。

課 題

トレーサビリティシステムの導入や衛生管理等の取組において、安心・安全な養殖魚を生産・供給していることについて、さらなる認知度の向上を図る必要があります。

施策の目標

ブランド化の進んでいる養殖ブリ・カンパチについては、トレーサビリティシステムの導入のほか食の安心・安全につながる特色のある取組が行われており、「かごしまのさかな」ブランド認定魚のさらなる認知度向上を図ります。

具体的な取組内容

○認知度向上の取組

- ・トレーサビリティシステム、K-GAP認証取得、衛生管理等特色ある取組などの周知
- ・これらを絡めた戦略的販路拡大等を通じたPR

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
認知度向上にかかる、展示会等における啓発取組回数	11回	11回	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	④⑩ 安心・安全な特用林産物の認知度向上
関係部署	森林経営課

現 状

情報メディアの多様化及び情報発信の簡便化のため、食の安心・安全に関する様々な情報が消費者の生活環境の中にあふれています。消費者にとっては、それらの情報の中から正しいものを見極めていく能力が必要となってきます。

課 題

特用林産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、安心・安全な特用林産物の供給に努めるとともに、生産者の取組みを的確に伝えるなど、消費者に顔の見える生産を推進する必要があります。

施策の目標

本県の特用林産物について、安心・安全であることを竹製品まつり、原木しいたけフェア等のイベント等を通じて、引き続き普及啓発を図ります。

具体的な取組内容

- 安心・安全な特用林産物に関する情報提供
 - ・食の安心・安全情報メールを活用した情報発信
 - ・生産者や食品関連業者への食品等に関する情報の伝達



<竹製品まつり開催状況>



<原木しいたけフェア>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信件数(再掲)	24件	24件	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(1) 食の安心・安全の確保に向けた生産者・食品関連事業者の取組に関する情報発信
取組内容	④1 食品関連事業者の食の安心・安全に対する取組の情報発信
関係部署	かごしまの食ブランド推進室

現 状

食品は、一般的に生産段階から製造・加工，流通・販売段階を経て消費者に届き，それぞれの段階において食の安心・安全に向けた取組が行われています。

これまで、「かごしまの農林水産物認証制度（K-GAP）」の取組や本県で生産された農畜水産物の認知度向上など，主に生産者の安心・安全に対する取組について，消費者に情報発信を行っています。

課 題

消費者の食に対する信頼を確保するためには，生産者の安心・安全に関する取組のみならず，製造・加工，流通・販売段階における食品関連事業者の安心・安全に対する取組も消費者に情報発信する必要があります。

施策の目標

食品が農場から食卓に届くまでの一連の安心・安全の取組を情報発信することにより，消費者の「食」に対する信頼の確保に努めます。

具体的な取組内容

- 食品関連事業者の食の安心・安全な取組の情報発信
 - ・食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数(再掲)	24回	24回	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
取組内容	④ 地域における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成
関係部署	かごしまの食ブランド推進室

現状

地域や職場等における食の安心・安全に関する理解を促進するため、食の安心・安全に関する正しい情報の伝達に取り組む団体・企業・個人等を「食の安心・安全推進パートナー」（以下「パートナー」といいます。）として登録し、地域等における食の安心・安全の確保に係る正しい理解の浸透に寄与する人材の育成を推進しています。

課題

県が提供する食の安心・安全に関する情報を団体や企業等の所属内で共有したり、家族や地域（町内会等）等に伝達できるパートナーの確保と人材の育成を図る必要があります。

施策の目標

パートナーの登録拡大を図るとともに、パートナーに対して、定期的に情報を提供します。

<情報の内容>

- ・食品安全に係る基礎的な情報
- ・食品衛生情報
- ・食品表示情報
- ・食の安心・安全に関するイベント情報
- ・生産者の取組（K-GAP、環境と調和した農業、有機農業等）や食品関連事業者の食の安心・安全に関する取組状況 など

※応募方法：県ホームページで「食の安心・安全推進パートナー」を検索してください。

具体的な取組内容

- パートナーの登録拡大及び活動促進
- パートナーに対する定期的な情報の提供



参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全推進パートナーシップ制度への登録者数	1,090人	1,500人	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(2) 食の安心・安全の確保の推進を担う人材の育成
取組内容	④③ 農業者や食品関連事業者など食の安心・安全の確保を図る人材の育成
関係部署	かごしまの食ブランド推進室

現 状

食卓に食品が届くまでには、農産物等の生産現場における「農薬取締法」や製造・加工、流通・販売段階における「食品衛生法」、「食品表示法」など、食の安心・安全を確保するために遵守すべき法令等があります。

課 題

食の安心・安全の確保のためには、生産現場における農薬の適正使用や、製造・加工、流通・販売段階における衛生管理手法、適正な食品表示方法など、それぞれの各段階において、食の安心・安全に関する知識や技術の習得が必要であり、そこに携わる技術者の資質向上を図る必要があります。

施策の目標

農林漁業者や食品加工事業者等を対象に農薬の適正使用や適切な食品衛生の管理、食品表示の方法など、食の安心・安全等に関する総合的な研修会を開催し、食の安心・安全の確保を図るための人材の育成を図ります。

具体的な取組内容

- 食の安心・安全の確保を図る人材の育成
 - ・食のプロデューサー育成セミナーの開催



<セミナー風景>

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食のプロデューサー育成 セミナー参加者数	(5か年平均(レベル1)) 30人/年	40人/年	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(3) 健康への被害(まん延)防止対策
取組内容	④ 自主回収報告制度を活用した健康被害防止対策
関係部署	生活衛生課

現 状

県では、食の安心・安全推進条例に基づき、県内に流通する食品について、食品衛生法等に違反またはその疑いがあり、自主回収する場合に、県への報告を義務づける「食品の自主回収の報告制度」を設けています。

また、「食品衛生法」及び「食品表示法」の改正により、令和3年6月1日から食品等の自主回収情報の都道府県への届出が義務化されました。

これにより、法違反または違反するおそれがある食品等の自主回収情報については、県や国のホームページにおいて公表されます。

		H29年度末	H30年度末	R元年度末
自主回収報告受理件数		13件	13件	5件
内 訳	期限表示の誤り・貼り忘れ	8	4	2
	アレルギー物質の表示漏れ	1	0	0
	異物混入	1	1	2
	その他	4	8	1

課 題

報告制度の周知を図るとともに、県や国において公表された自主回収情報については、速やかに公表し、県民の健康被害と拡大の未然防止を図る必要があります。

施策の目標

自主回収報告を受理した場合、報告内容を迅速に把握・指示し、必要があると認めるときは、営業者に対して報告徴収等を行い、また、自主回収情報は迅速に公表し、県民への健康被害防止と拡大の未然防止に努めます。

具体的な取組内容

- 自主回収報告制度の周知
- 自主回収報告受理に対する迅速な対応

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(3) 健康への被害(まん延)防止対策
取組内容	④5 感染症対策など、健康被害防止情報をはじめとする各種情報の収集及び整理と正確かつ適切な情報の提供
関係部署	生活衛生課, 消費者行政推進室, 健康増進課

現 状

「消費者安全法」に基づき通知される、消費者事故等に関する重大事故等の情報については、被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生の防止を図るため、消費者庁から定期的に公表されています。

また、「食品衛生法」の改正により、令和2年6月1日から特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度が施行されています。

県においても、食品による健康被害やそのおそれがある場合には、県ホームページや場合によっては記者発表を行い、情報を提供しています。

また、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増えていることから、生活習慣病を予防するため食生活等の生活習慣改善の普及啓発を推進しています。

課 題

被害の拡大又は同種・類似の事故等の発生の防止を図るため、引き続き、重大事故等の情報について、消費者に対して情報提供を行う必要があります。

また、本県は脳卒中死亡率が全国平均と比較して高く、食生活において目標値より食塩摂取量は多く、野菜の摂取量は少ない状況となっており、改善する必要があります。

主な食中毒の種類

- 細菌性食中毒** ……サルモネラ属菌, カンピロバクター, 黄色ブドウ球菌, 腸炎ビブリオ, 腸管出血性大腸菌, ウェルシュ菌 等
- ウイルス性食中毒** ……ノロウイルス 等
- 自然毒食中毒** ……動物性, 植物性
- 化学性食中毒** ……化学物質の不適正混入, 誤飲, アレルギー様食中毒
- 寄生虫** ……アニサキス, グドア等

施策の目標

消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、引き続き、収集した飲食店等における感染防止対策や食品による健康被害及び重大事故等の情報について周知を行います。

また、併せて、県民の健康増進を目的とし、県の健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、食生活等の生活習慣改善の普及啓発に努めます。

具体的な取組内容

- 飲食店等における感染防止対策の情報周知
- 食品による健康被害や消費者事故, 重大事故等の情報周知
- 生活習慣病を予防する食生活等の生活習慣改善の普及啓発

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数(再掲)	24回	24回	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(4) リスクコミュニケーションの推進
取組内容	④6 ・食の安心・安全の確保に関する基礎的な知識や情報の周知 ・生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者間における情報の共有と意見交換の場の提供
関係部署	かごしまの食ブランド推進室、生活衛生課、消費者行政推進室

現状

食の安心・安全の確保を図るためには、食品の生産から消費に至る各段階の関係者の中で、食品の安全性に関する情報の共有や相互の意思疎通を図ることが必要です。

県では、食の安心・安全の確保に関するセミナーや食品衛生月間（夏期）に事業者、消費者、行政の合同での「一日食品衛生監視」を開催するなど、リスクコミュニケーションの推進を図っています。

また、国は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月）において、食糧自給率の目標設定および食糧自給力の指標を提示するとともに、食品の安全確保と消費者の信頼の確保を図っています。

課題

引き続き、生産者、食品関連事業者、消費者間で食の安心・安全性に関する情報の共有と意見交換の場の提供が必要です。

また、食品安全の基礎である日本の食料自給率などの食料事情等についても、同様に情報を共有する必要があります。



〈食セミナー〉

施策の目標

「食の安心・安全の確保に関するセミナー」や「一日食品衛生監視」等を行い、食の安心・安全の確保や日本の食料事情等に関する基礎的な知識・情報を県民へ広く周知し、生産者、食品関連事業者、県民その他の関係者との信頼関係の構築に努めます。

具体的な取組内容

- 基礎的な知識や情報の周知
 - ・食の安心・安全推進パートナーへの情報提供
- 情報の共有と意見交換の場の提供
 - ・食の安心・安全推進シンポジウムやセミナー等の開催
 - ・一日食品衛生監視、食中毒予防街頭キャンペーン等の実施



〈食品衛生月間PR活動〉

参考となる指標

指標	現状 (令和元年度末)	目標 (令和7年度末)	備考欄
食の安心・安全情報メール等を活用した情報発信回数（再掲）	24回	24回	
セミナー等への参加者数	1,534人/年	2,400人/年	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(4) リスクコミュニケーションの推進
取組内容	④⑦ 正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進
関係部署	かごしまの食ブランド推進室, 消費者行政推進室

現 状

食の安心・安全の確保に関する理解促進のためには、食の安心・安全の確保に係る正確な情報の共有や意見交換など消費者や食品関連事業者など食に関わる関係者自らが自主的に取り組むことが重要であることから、県は地域・団体における自主的な意見交換の場に対して、食の安心・安全に関する有識者を派遣するなど支援を行っています。

課 題

地域・団体における自主的な意見交換の取組をさらに推進し、食の安心・安全に対する情報の共有を図る必要があります。



<食品のリスクについて考えよう>

施策の目標

正確な情報の伝達や情報の共有及び意見交換を自主的に行う取組の推進を図り、食の安心・安全の信頼確保に努めます。

具体的な取組内容

○地域・団体における研修会など自主的なリスクコミュニケーションに対する支援

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
地域・団体におけるリスクコミュニケーションに関する研修会等の開催回数	1回	2回	

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(5) 健康増進に関する施策との連携
取組内容	④⑧ 健康かごしま21の推進 ・適切な食生活習慣の普及・定着 ・産業界との連携による食環境の整備
関係部署	健康増進課

現 状

疾病全体に占める生活習慣病の割合が増え、それによる寝たきりなどの要介護状態になる人が増加しています。

県では、健康寿命の延伸、生活の質（QOL）の向上のために、生活習慣病を予防する食生活等の生活習慣改善の普及啓発を推進しています。

課 題

「健康かごしま21（平成25年度～平成34年度）中間評価報告書」の結果から、食生活においては、食塩の過剰摂取や野菜不足などの課題が見られます。

また、個人の健康は社会環境の影響を受けることから健康な食環境を整えることが必要となっています。

施策の目標

生活習慣病発症・重症化予防のための適切な食生活習慣の普及・啓発を図ります。

また、産業界との連携により、健康に配慮したメニューやサービスを提供する飲食店の拡大と県民にその利用促進を図ります。

具体的な取組内容

○健康かごしま21の推進

- ・適切な食生活習慣の普及・定着化
：食塩摂取量の減少と野菜摂取量の増加
- ・産業界との連携による食環境の整備
：健康に配慮したメニュー等を提供する飲食店等の増加拡大

参考となる指標

指 標	現 状 (平成30年度)	目 標 (令和4年度末)	備考欄
1日当たりの食塩の平均摂取量	9.9g	8g未滿	健康かごしま21
1日当たりの野菜の平均摂取量	291g	350g以上	健康かごしま21

指 標	(令和元年度末)	(令和4年度末)	備考欄
かごしま食の健康応援店	749店舗	1,000店舗以上	健康かごしま21

基本施策	4 県民をはじめとした関係者との情報・意見交換と信頼の確保
施策の方向	(6) 食育に関する施策との連携
取組内容	④9 「家庭」, 「学校, 保育所等」, 「地域, 職域等」における食育の推進
関係部署	農政課

現 状

本県においては、「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」を目指して、「かごしまの“食”交流推進計画」を策定し、関係機関・団体と一体となった食育・地産地消の取組を推進しています。

課 題

近年の食育の実態として、若い世代を中心に「食」への関心が薄いなどの課題があることから、今後は、ライフステージや生活実態に合わせたきめ細かな食育の推進に取り組む必要があります。

施策の目標

かごしまの“食”交流推進計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）に基づき、ライフステージや生活実態に合わせた「かごしまの“食”」の実践を目標とします。



〈食と農の指導者研修〉

具体的な取組内容

- 家庭における「食育」の推進
- 学校, 保育所等における「食育」の推進
- 地域における「食育」の推進
- 生産者と消費者との交流の促進, 地産地消の推進
- 食品の安心・安全, 栄養その他の食生活に関する情報提供

参考となる指標

指 標	現 状 (令和元年度末)	目 標 (令和7年度末)	備考欄
意識して県産農林水産物を購入する人の割合	84.1%	90%以上	

